

一般財団法人 香川県社会保険協会 会員・会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人香川県社会保険協会定款（以下「定款」という。）第38条第2項及び第39条第2項の規定に基づき、会員並びに会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の取扱い)

第2条 会員の取扱いについては、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会 員)

第3条 会員は、香川県下における健康保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主又は当該事業主がその事業所を代表するものとして指名した者であって、この法人の目的に賛同して入会した者をいう。

2 前項の規定により当該事業主がその事業所を代表するものとして指名する場合にあっては、当該事業所が法人であること及びその指名をされる者が当該法人の役員等であることを要す。

(入 会)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）により入会の申込みを行い、会員になることができる。

(退 会)

第5条 会員は、退会届（様式第2号）を提出することにより任意に退会することができる。

2 会員は、会員の事業所が第3条に定める事業所に該当しなくなり、かつ、将来においても該当する見込みがない場合は、退会届を提出し退会するものとする。

3 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、退会させることができる。

(1) 会員の事業所が、第3条に規定する健康保険及び厚生年金保険の被保険者を使用しなくなり、相当の期間を経過するも、会員から退会届の提出が行われないとき。

(2) 会費を納入せず、納入督促を行うも、3事業年度以上継続して会費を納入しないとき。

(3) 会員及び会員の事業所の所在が不明となり、会員としての機能が認められないとき。

(4) 不法な行為により、この法人に著しい損害を生じさせたとき。

(会費の負担)

第6条 会員は、毎事業年度、前年の9月1日現在における会員の事業所の健康保険及び厚生年金保険の被保険者数を基準として、別表「会費負担基準表」の被保険者数区分による会費を負担するものとする。

2 新たに会員となった会員は、その会員となった日現在における会員の事業所の健康保険及び厚生年金保険の被保険者数を基準として、別表「会費負担基準表」の被保険者数区分による会費を負担するものとする。

3 会員は、この法人の事業遂行のために必要あるときは、前2項に定める会費のほか、臨時に会費を負担するものとする。この場合における負担額及び負担方法については、評議員会の承認を経て定めるものとする。

(会費の納入)

第7条 会費は、毎事業年度5月末日までに納入するものとする。ただし、新たに会員となった会員に係る会費については、新たに会員となった日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

(会費の帰属)

第8条 会員が第5条の規定により退会した場合における納入済会費は、この法人に帰属するものとし、還付はしないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121号第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

令和 年 月 日

一般財団法人 香川県社会保険協会長 殿

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

印

一般財団法人 香川県社会保険協会 入会申込書

この度、貴法人の目的に賛同し、入会いたしたく、下記のとおり申込みします。

記

事業所記号

事業所番号

事業所電話番号

被保険者数

適用年月日

名

平成・令和 年 月 日

(様式第2号)

令和 年 月 日

一般財団法人 香川県社会保険協会長 殿

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

印

一般財団法人 香川県社会保険協会 退会届

この度、貴法人の会員を退会いたしたく、下記のとおり届出します。

記

事業所記号
事業所番号
事業所電話番号

- 退会の事由
(該当に○印)
1. 任意退会
 2. 健康保険及び厚生年金保険の被保険者を使用しなくなり、将来的にも使用する見込みがないため。
 3. その他

別 表

会費負担基準表

被保険者数	会費 (年額)	被保険者数	会費 (年額)
1人～ 4人	3,000円	50人～ 99人	11,000円
5人～ 9人	3,300円	100人～299人	14,000円
10人～19人	4,000円	300人～499人	23,000円
20人～29人	6,000円	500人以上	30,000円
30人～49人	8,000円		